

■ 今月のポイント

建設事業主に対する助成金 ⑫



建設業が様々な用途で活用できる「助成金」が政府（厚生労働省）より交付されています。
今月は「65歳超雇用推進助成金」についてです。

建設事業主に対する助成金



65歳超雇用推進助成金（65歳超雇用促進コース）



人手不足と言われている建設業界において、生涯現役社会の実現は喫緊の課題です。
この助成金は、65歳以上への定年引上げ等、高年齢者の雇用の促進を図ることを目的と
しています！



1) 概要は？



以下のいずれかを実施した事業主に対して助成します

- A 65歳以上への定年引上げ
- B 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入
- C 定年の定めの廃止
- D 他社による継続雇用制度の導入



2) 助成額は？

! 60歳以上の
雇用保険加入者人数
によって助成額が
変わります！

60歳以上 被保険者数	A 定年の引上げ			B 定年の定めの 廃止
	65歳へ	66～69歳へ <5歳未満の引上げ>	70歳以上へ <5歳以上の引上げ>	
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円
				160万円

3) 支給要件は？

- ① 制度を規定した際に経費を要したこと
- ② 制度を規定した労働協約または就業規則を整備していること
- ※ 就業規則の作成又は相談・指導を委託し経費を支出したこと。
または労働協約により定年引上げ等の制度を締結するためコンサルタントに相談し経費を支出したこと
- ③ 高年齢者雇用推進者の選任・高年齢者管理に関する措置を1つ以上実施していること



4) スケジュール

制度の検討・作成

実
施
日制度の実施日の属する月の翌月から起算して
4か月以内の各月初から15日まで

65歳超雇用推進助成金の申請方法や助成額などの詳細については、
厚労省「高齢・障害・求職者雇用支援機構」までお問い合わせください。

◆次回も、助成金を詳しく解説していきます！